

上山市告示第37号

上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月9日

上山市長 山本幸靖

上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高を上回る所得増加の実現に向けて、市内中小企業者等における賃上げを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、山形県賃金引上げ緊急支援金支給要綱（以下「県要綱」という。）及び上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第2条 上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所等を有する法人又は個人事業主
- (2) 山形県賃金引上げ緊急支援金の交付決定を受けた法人又は個人事業主

(支給要件)

第3条 支援金の支給対象となる賃金の引き上げ及び労働者並びにその他の要件は、県要綱第4条に掲げるとおりとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる金額に前条に規定する要件を満たす労働者数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1事業者当たりの上限額は25万円とする。

- | | | |
|-----|------------------------------|-------|
| (1) | 77円以上賃上げした正規雇用労働者1人当たり | 2.5万円 |
| (2) | 77円以上賃上げした非正規雇用労働者1人当たり | 1.5万円 |
| (3) | 64円以上77円未満賃上げした正規雇用労働者1人当たり | 2万円 |
| (4) | 64円以上77円未満賃上げした非正規雇用労働者1人当たり | 1万円 |

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 山形県賃金引上げ緊急支援金支給決定通知の写し
- (2) 預金通帳の写し（振込口座に関する情報が記載されているもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

(申請受付期間)

第6条 申請受付期間は、令和8年4月1日から令和8年12月28日までとする。

(支給額の決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第8条 市長は、前条による支援金の交付決定を行った場合は、支援金を支払うものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、既に支給された支援金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた場合

(2) 県要綱第3条の要件を満たさないことが判明した場合

(3) 県要綱第4条の要件を満たさないことが判明した場合

(4) その他、市長が適当でないと認めた場合

(帳簿等の備付)

第10条 申請者は、支援金に係る関係書類について、交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要と認める場合は前項の書類の提出を申請者へ求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

上山市長 氏 名 様

住所又は所在地
 事業者名
 代表者職氏名

上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金交付申請書兼請求書

みだしの支援金の交付を受けたいので、上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

担当者氏名
 連絡先電話番号

1 本社又は主たる事業所等の名称及び所在地

名 称	
所在地	
※法人の場合は山形県賃金引上げ緊急支援金申請書の「山形県内の事業所名及び所在地」欄と同じ内容を、個人事業主の場合は同申請書の「山形県内の屋号（等の店舗・事業所名）及び所在地」欄と同じ内容を記載してください。	

2 支援金の額

賃上げした労働者数 (77円以上)	正規雇用労働者 (25,000円)	×	人	=	円	(A)
	非正規雇用労働者 (15,000円)	×	人	=	円	(B)

賃上げした労働者数 (64円以上～77円未満)	正規雇用労働者 (20,000円)	×	人	=	円	(C)
	非正規雇用労働者 (10,000円)	×	人	=	円	(D)

支援金申請額（A～Dの合計額または25万円のいずれか低い額）	円
--------------------------------	---

3 振込口座情報

金融機関名		金融機関コード	
本・支店名		支店コード	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義			

4 添付書類

- 山形県賃金引上げ緊急支援金支給決定通知の写し
- 預金通帳の写し（振込口座に関する情報が記載されているもの）

様式第2号（第7条関係）

上山市指令 第 号

様

上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった上山市物価高騰対策賃金向上推進事業支援金の交付については、審査の結果、下記のとおり決定します。

年 月 日

上山市長 氏 名

記

交付決定額 (不交付の場合は不交付と記載)	円
不交付の理由 (不交付の場合のみ記載)	